

ID: 219

担当部署: 建設水道課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町上水道給水条例 第36条の2第2項		
例 規 番 号	平成10年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第36条の2の規定による。 (督促及び滞納処分)</p> <p>第36条の2 管理者は、使用料、手数料その他の費用を指定期限内に納入しないときは、督促又は滞納処分をしなければならない。</p> <p>2 督促状の発付、督促手数料の徴収については、村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号)の例による。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日